

平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q & A
(平成 27 年 3 月 31 日)

【 目 次 】

1. 障害福祉サービス等における共通的事項	2
(1) 加算の届出等	2
(2) 送迎加算	2
(3) 欠席時対応加算	3
(4) 食事提供体制加算	3
(5) 地域区分の見直し	4
2. 訪問サービス	4
(1) 居宅介護	4
(2) 重度訪問介護及び行動援護	7
(3) 行動援護	7
3. 生活介護、短期入所、施設入所支援	8
(1) 生活介護	8
(2) 短期入所	8
(3) 施設入所支援	9
4. 自立訓練（機能訓練・生活訓練）、共同生活援助	11
(1) 自立訓練	11
(2) 宿泊型自立訓練	12
(3) 共同生活援助（グループホーム）	12
5. 就労系サービス	16
(1) 就労移行支援	16
(2) 就労継続支援 A 型	18
(3) 就労継続支援 B 型	19
6. 相談支援	20
(1) 計画相談支援・障害児相談支援	20
(2) 地域移行支援	22
(3) 地域定着支援	23
7. 障害児支援	23
(1) 障害児通所支援	23
(2) 障害児入所支援	28

1. 障害福祉サービス等における共通的事項

(1) 加算の届出等

(加算等の届出)

問1 加算に係る届出については、毎月15日までに行わなければ翌月から算定できないが、制度改正の影響により届出が間に合わなかった場合の特例はあるのか。また、「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」についても、特例の措置はあるのか。

(答)

- 平成27年4月1日から加算等の対象となるサービス提供が適切になされているにも関わらず、届出が間に合わないといった場合については、平成27年4月中に届出が受理された場合に限り、4月1日に遡って、加算を算定できる取扱いとする。また、「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」を4月中に提出された場合も、4月1日に遡って適用する。

なお、具体的な届出日については、各都道府県国保連合会と調整の上、各都道府県による柔軟な設定を行って差し支えない。

- ※ 本特例は平成27年4月1日から施行される制度に関する事項に限定されるものであり、従来から継続して実施されているものについてはこの限りではない。

(2) 送迎加算

問2 送迎の範囲について、事業所と居宅以外に具体的にどこまで認められるのか。

(答)

- 事業所と居宅以外には、例えば事業所の最寄り駅や利用者の居宅の近隣に設定した集合場所等までの送迎が想定される。ただし、あくまで事業所と居宅間の送迎が原則のため、それ以外の場所への送迎については事前に利用者と合意のうえ、特定の場所を定めておく必要があり、利用者や事業所の都合により特定の場所以外への送迎を行う場合や、居宅まで送迎を行う必要がある利用者について居宅まで送迎を行わない場合には算定対象外となることに留意すること。

なお、事業所外で支援を行った場合であっても、事業所外の活動場所から居宅等への送迎も算定対象となる。

問3 厚生労働大臣が定める送迎については、「1回の送迎につき、平均10人以上（ただし、利用定員が20人未満の事業所にあっては、1回の送迎に